全警協発第135号

令和６年７月12日

協会長　各位

（一社）全国警備業協会

専務理事　黒木　慶英

重大労災事故速報制度の周知徹底について（依頼）

謹　啓

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

　平素当協会運営につきまして格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　特に、当業界における労災事故防止等につきましては、格別なる御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、「重大労災事故の速報について」（平成14年３月28日付全警協発第83号）のとおり、一般社団法人全国警備業協会（以下「全警協」という。）では重大労災事故の速報制度を運用しておりますが、労災死亡事故について、年１回実施している加盟各社への労災に関するアンケート調査と比較すると、速報として報告されているのは、実際の発生件数の半分程度に留まっております。

ご承知のとおり、本制度の趣旨は、発生した重大労災事故の内容や教訓等を加盟各社へ速やかに展開し、現場教育の場で他山の石として活用いただくことにありますが、現状では約半数の事故事案の教育機会を失っていることになり、また、加盟会社の重大労災事故という重要情報の収集が不十分であることは、大きな問題になりかねません。

つきましては、報告基準等について改めてご案内いたしますので、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、本件趣旨をご理解の上、重大労災事故の報告について重ねて周知徹底を図られますようお願い申し上げます。

謹　白

記

１　趣旨

　　警備業務実施に伴う重大な労働災害事故に関する情報を迅速に収集し、資料化して活用することによって、警備業界における労働災害事故の防止を図るもの。

２　報告基準

　　警備業務実施に伴う次の業務災害とする。

　　※労災認定になる（又は労災認定される可能性がある）もの。

（１）死亡事故

（２）以下の重傷事故

ア　全治１ヶ月以上の怪我や疾病

イ　回復不能な身体や身体機能の一部欠損（後遺障害等）

ウ　意識不明の状態（１日以上）や骨折

エ　上記ア～ウのいずれかが見込まれる状況

３　報告等の流れ

（１）加盟会社は、自社において前述で示した基準の業務災害が発生した場合は、別紙様式１「重大労災事故発生報告書」により、所属する都道府県警備業協会（以下「県協会」という。）会長宛に報告する。

（２）加盟会社から報告を受けた各県協会は、記載内容に不明な点がないか確認後、速やかに別紙様式１を全警協会長宛に報告する。

　　　※別紙様式１の宛名は、変更する必要はない。

（３）各県協会から報告を受けた全警協事務局は、別紙様式２「重大労災事故事例」により、速やかに各県協会に通知する。

（４）全警協からの通知を受けた各県協会は、同内容を加盟各社へ伝達する。

（５）加盟各社は、伝達された速報を基に、自社内における安全対策、警備員に対する教育・指導等に活用し、労働災害事故の防止を図る。

４　全警協への報告

　　別紙様式１は、ExcelデータのままＥメールにより以下のとおりご報告願います。

　　※加盟会社から手書きで報告を受けた場合は、PDFデータでも構いません。

（１）宛先

　　一般社団法人 全国警備業協会会長　宛

（気付：総務部 大原）

（２）連絡先

　　メール：[y-oohara@ajssa.or.jp](mailto:y-oohara@ajssa.or.jp)

　　　ＴＥＬ：03-3342-5821

５　その他

　　別紙様式１につきましては、全警協ＨＰにも掲載しますので、そちらからダウンロードしてご使用いただくことも可能です。

【ＵＲＬ】

<https://www.ajssa.or.jp/health/safety>

添付書類

　１　別紙様式１「重大労災事故発生報告書」

　２　別紙様式２「重大労災事故事例」

以　上